

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
株式会社アジア共同設計コンサルタント(神奈川県横浜市南区南太田1-46-7)[7000001090]
2. 資格登録停止措置の期間
令和7年5月9日 ~ 令和7年6月8日(1か月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者は「中央自動車道(特定更新等)与瀬第一橋拡幅設計」(八王子支社発注)において、契約書に定める完了期日を徒過し、履行遅滞を生じさせた。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記事業者が、契約書に定める完了期日を徒過し、履行遅滞を生じさせたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第4号(契約違反)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、会社の発注に係る工事・調査等の施工に当たり、契約に違反し、工事・調査等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)